

子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止対策計画について

1 計画策定の趣旨

子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策については、子どもに視点を第一に考え、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する必要があります。

また、支援を要する子どもやその世帯の抱える生活不安を取り除き、世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策を総合的に進める必要があります。

本町として、子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」、教育と福祉等の「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会そのた関係者間の「つなぎ」の3つの「つなぎ」を実現するために、地域の実情にあった体制整備を段階的に進めていくため策定するものです。

2 計画の位置づけ

子どもの貧困対策と児童虐待防止対策は、相互に関わりが深い事項となります。2つの計画については、総合的な子ども・子育て支援の一環として、基本目標や基本施策について示していくものであるため、本町の総合的な子ども・子育て支援の方向性を示す「東浦町子ども・子育て支援事業計画」を本計画の上位計画と位置づけ、基本理念等を共有しつつ、切れ目ない支援ができる体制整備を行うための計画とします。

なお、子どもの貧困対策推進計画については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」並びに「あいち はぐみんプラン 2015-2019」に基づき、地域の実情を踏まえ、子どもの貧困対策の体制整備を段階的に進めていくため、本町の基本目標や基本施策について示していき、児童虐待防止対策計画は、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」に基づき、地域の実情を踏まえ、児童虐待の予防及び早期発見のため、子育て家庭への支援などの関連する施策と一体となった総合的な対策を推進するための体制づくりについて示していきます。

3 計画の期間及び見直し時期

計画の期間は、平成31年度から平成35年度としますが、「東浦町子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせて、2つの計画を同計画の一部として改定することを予定しています。

4 計画の基本理念

子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、「東浦町子ども・子育て支援事業計画」と同一とし、子ども・子育て支援の施策を総合的に推進します。

【基本理念】

・のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち

5 計画の基本的な視点

「東浦町子ども・子育て支援事業計画」においては基本理念を実現するために、4つの視点を重点な取り組みとしています。子どもの貧困対策及び児童虐待防止対策についても、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、2つの計画においても同一の基本的な視点とします。

【基本的な視点】

・子どもの視点
・すべての子どもと子育て家庭への支援という視点
・地域社会全体による支援という視点
・仕事と生活の調和実現の視点

6 基本目標

「東浦町子ども・子育て支援事業計画」においては4つの基本的な目標を設定し、子育て支援施策を推進しています。このうち、子どもや子育て世帯の貧困対策や児童虐待防止対策については、「基本目標1 地域における子育て家庭への支援」に含まれているため、本計画においてもこれを基本目標とします。

【基本目標】

・地域における子育て家庭への支援

7 計画策定のスケジュール予定

年度	月	内容
29	11月17日	子ども・若者会議 ・計画の策定について
	12～1月	関係機関との調整 ・意見交換・ヒアリング
	2～3月	素案策定、委員への意見聴取 ・計画素案の策定、意見聴取
30	7～8月	子ども・若者会議 ・計画案について
	9月	行政経営会議・全員協議会に報告
	12～1月	パブリックコメント実施
	2月	子ども・若者会議 ・計画の認定について